

新取組指針(案)について

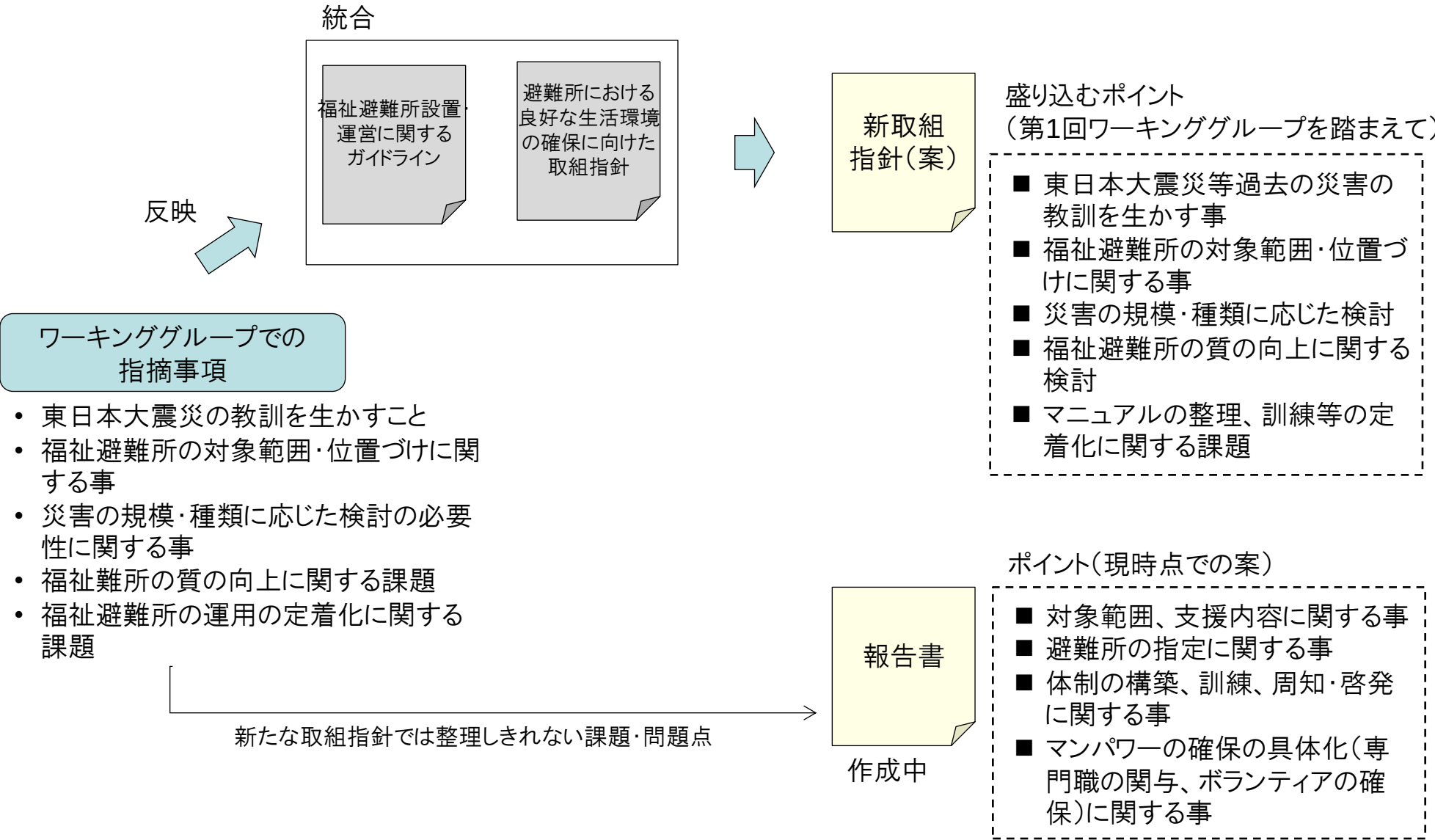
平成27年 10月 16日(金)



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

新取組指針(案)の作成について

- 第1回WGでの指摘・意見をガイドラインと取組指針の統合に反映を実施中。
- 第1回WGでいただいたポイントで、新たな取組指針では整理しきれない課題・問題点は報告書向けに整理中。



- 新取組指針(案)の作成・記述の方針としては以下を想定している

「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」および「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」をベースに必要な加筆・修正を実施する

- 基本的には左記2つの既存資料を統合し、WGでのご意見等を参考にして、既存の他資料等の記載内容等を参考に加筆・修正を実施する
- 他資料等で記載されていない事項や新たに検討して記述することが望ましい事項については、WGで論点として提示し、ご意見をいただいた上で記載を進める

自治体職員等が活用し易いように留意した構成・記載とする

- 実際の業務等にできる限り容易に活用できるような構成とし、具体例や関連規定等を資料に盛り込み、実践できる指針となるよう留意する
- チェックリスト等も盛り込むことで、各自治体の対応状況の活用を確認できるといった内容も考慮する

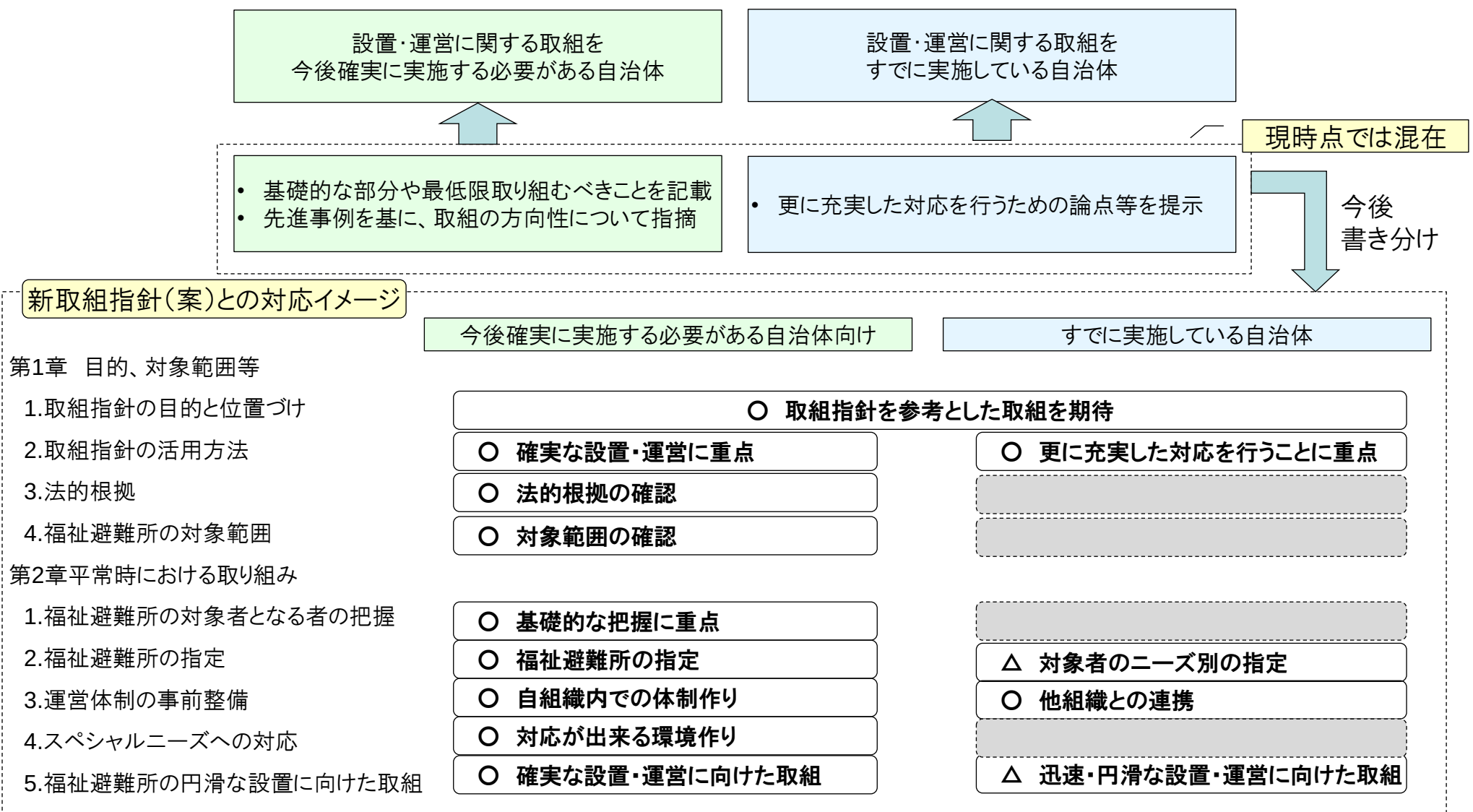
記述内容の精査を行う

- 新取組指針(案)は、「実施内容」「実施に当たってのポイント・留意点」の2段階で内容を整理。実施内容は簡潔な記述を心掛け、補足や具体例は、実施に当たってのポイント・留意点に記述。規定等参考資料は付属資料として整理
- 災害時に必要となる支援のうち、平常時における準備が必要な事項について精査し追記
- 福祉避難所の対象者について、「対象者」や「要配慮者」と表現（従前は「要援護者」と記述されていたが、平成25年度の災害対策基本法の改正に整合を取るため）

自治体の現状を踏まえた記述とする

- 自治体の準備・対応状況には乖離があることを考慮する
- 基礎的な部分（最低限取り組むべきこと）の記載に加えて、すでに取り組みが充実している自治体にとっても有用と想定できる「さらに充実した対応を行う」ための論点等も提示することを検討する（次ページに詳細）

- 新取組指針(案)では、自治体の準備・対応状況には乖離があることを考慮して、レベルに応じた実施内容を記述する。
- 現時点では記述の整理は出来ていない。本日の議論も踏まえて、今後整理と加筆を予定。



新取組指針(案)の目次案について①

- 第1回WGでの指摘・意見をガイドラインと取組指針の統合に反映を実施中。以下は、新取組指針(案)の目次案
- 災害のフェーズに応じて、「平常時」「災害時」と分けて記述を実施。
- 要配慮者の特性への対応は、「スペシャルニーズへの対応」として、避難所の設置・運営立上げノウハウとは項目を別にして整理。

第1章 目的、対象範囲等

1 取組指針の目的と位置づけ

1.1 目的

1.2 位置づけ

2 取組指針の想定活用方法

2.1 取組指針の活用シーン

2.2 全体構成および記述の方針

3 法的根拠

4 福祉避難所の対象者

4.1 福祉避難所で避難生活を送る対象者

4.2 在宅避難をする要配慮者

第2章 平常時における取り組み

1 福祉避難所の対象となる者の把握

1.1 対象者の把握

1.2 福祉避難所の対象者の判断基準の策定と共有

2 福祉避難所の指定

2.1 福祉避難所として利用可能な施設の把握

2.2 福祉避難所の確保

3 運営体制の事前整備

3.1 要配慮者支援班の設置と関係者間の情報共有

3.2 福祉避難所の設置場所別の事前整備

4 スペシャルニーズへの対応

4.1 スペシャルニーズ、医療ニーズへ対応するための連携確保

4.2 物資・器材の確保

4.3 移送手段の確保

5 福祉避難所の円滑な設置に向けた取組

5.1 福祉避難所の運営の手引き作成

5.2 設置・運営訓練、研修等の実施

5.3 福祉避難所に関する知識の普及、周知徹底

- 災害時における取組では、立上げプロセスに沿って記述することに留意。
- 災害時における取組と、平常時における取組の項目は、なるべく共通化。

第3章 災害時における取り組み

- 1 要配慮者の所在確認
- 2 福祉避難所の開設と対象者の受入
 - 2.1 福祉避難所の開設
 - 2.2 対象者の受入
 - 2.3 必要書類の作成・管理
- 3 運営体制の確立
 - 3.1 災害対策本部に要配慮者支援班を設置
 - 3.2 福祉避難所内の運営体制を確立
 - 3.3 福祉避難所の設置場所別の運営体制の整備、活動支援
 - 3.4 要配慮者支援連絡会議の開催
- 4 スペシャルニーズへの対応
 - 4.1 福祉サービス等の提供
 - 4.2 福祉避難所において介助等の支援を行う人材の配置
 - 4.3 資機材等の確保
 - 4.4 緊急入所等の実施
- 5 在宅避難をする要配慮者への対応
- 6 福祉避難所の解除
 - 6.1 福祉避難所の開設期間
 - 6.2 福祉避難所の統廃合、撤収、解除

新取組指針(案)の付属資料案について①

- 付属資料として以下を想定。
- 今後、各委員に情報提供の協力をお願いしたい。また、より適切な情報があればご指摘いただきたい。

掲載事例案

1 平常時における取組事例

福祉避難所の対象となる者の把握（輪島市の例）

運営体制の事前整備（輪島市の例）

社会福祉施設、医療機関での連携（福島県における事業者間の取組例）

設置・運営訓練等の実施（輪島市の例）

2 災害時における取組事例

感染症に対する措置の要望（平成19年能登半島地震、石川県輪島市）

現地保健福祉本部の設置（平成19年新潟県中越沖地震、新潟県）

福祉避難所の設置実績（平成19年能登半島地震、石川県輪島市）

福祉避難所の設置実績（平成19年新潟県中越沖地震、新潟県）

福祉避難所経費の対象範囲（平成19年新潟県中越沖地震、新潟県）

新取組指針(案)の付属資料案について②

- ・ 付属資料として以下を想定。旧版の資料をベースとしている。
- ・ 今後、各委員に情報提供の協力をお願いしたい。また、掲載すべき情報があればご指摘いただきたい。

掲載参考資料案

災害救助法と救助

福祉避難所と緊急入所等について

福祉避難所の対象者

福祉避難所設置の方法

福祉避難所設置の整備

避難所における備蓄

避難所における備蓄の例

福祉避難所への避難

災害時要援護支援班の設置について

避難所における要援護者班の設置について

*参考資料については、注釈で現在の要配慮者の擁護を記述予定。

掲載ツール案

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定(石川県輪島市)